

アール・イー・ジャパン株式会社

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務手数料規程

平成 24 年 12 月 18 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 5 月 10 日最終改定

(趣旨)

第 1 条 この低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務手数料規程（以下「技術的審査手数料規程」という。）は、別に定めるアール・イー・ジャパン株式会社低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）第 12 条に基づき、アール・イー・ジャパン株式会社（以下「REJ」という。）が実施する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 53 条第 1 項の低炭素建築物新築等計画の法第 54 条第 1 項に定める認定基準への適合に係る技術的審査の業務（以下「技術的審査」という。）に係る手数料（以下「手数料」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(技術的審査手数料等)

第 2 条 技術的審査の手数料は、業務の区分に基づき次に定める。

【住宅】

(税込金額、単位：円)

		審査条件	料金
一戸建ての住宅		単独審査	37,000
	併願審査	設計住宅性能評価	17,000
		長期優良住宅認定技術的審査	
		BELS 評価	
共同住宅等		単独審査（住戸のみ）	基本料金＋戸あたり料金×対象住戸数 <ul style="list-style-type: none"> ● 基本料金 107,800 ● 戸あたり料金 2,2000
		単独審査（建築物全体の審査）	基本料金＋戸あたり料金×総住戸数＋共用部料金 <ul style="list-style-type: none"> ● 基本料金 107,800 ● 戸あたり料金 2,200 ● 共用部料金 107,800
	併願審査	設計住宅性能評価	上記審査料金の 2 分の 1 の額とする
長期優良住宅認定技術的審査			
		BELS 評価	

- 1 共同住宅等の単独審査において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の料金は、「建築物全体の審査」の料金とする。
- 2 「共用部を有しない 2 住戸のみの共同住宅等」の料金は一戸建ての住宅の料金に 2 を乗じた額とする。
- 3 手数料の額は、10 円以下を切り上げ 100 円単位の額とする。
- 4 設計住宅性能評価、長期優良住宅認定技術的審査又は、BELS 評価と併願を選択する場合は、評価方法が同一の場合のものに限る。

- 5 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。
- 6 変更申請料金は当初の申請で適用された料金の2分の1の額とする。
- 7 複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）の場合は、別途見積りとする。
- 8 適合証を再発行する場合の料金は、一通につき1,100円（税込金額）とする。（次表において同じ。）

【非住宅建築物】

（税込金額、単位：円）

評価対象面積 (㎡)	右記用途以外		工場、倉庫等の用途	
	評価手法			
	標準入力法又は 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法又は 主要室入力法	モデル建物法
～300	162,000	86,400	108,000	54,000
300～2,000	324,000	194,400	216,000	108,000
2,000～5,000	378,000	216,000	270,000	162,000
5,000～10,000	432,000	248,400	350,000	216,000
10,000～	別途見積り			

備考

- 1 本表中「工場、倉庫等の用途」とは、次による。

建築基準法施行規則 別紙による用途区分	具体用途
08340	工場（自動車修理工場を除く。）
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
08430	水産物の増殖場若しくは養殖場
08350	自動車修理工場
08510	倉庫業を営む倉庫
08520	倉庫業を営まない倉庫
08610	卸売市場
08620	火葬場又はと畜場・ごみ焼却場その他の処理施設

- 2 評価対象面積の算定方法は、次による。

- イ 新築の場合は当該床面積の合計
- ロ 新築以外の場合は、別途見積りとする。

- 3 変更申請料金における評価対象面積の算定方法は、次による。

- イ 当初の計画書の申請が当機関以外の機関で交付されたもの 当初の評価時の床面積
- ロ 直前の判定と評価方法が異なる場合 当初の評価時の床面積
- ハ 直前の評価時から床面積が増加する場合 当初の評価時の床面積に0.5を乗じた床面積

に、増加する床面積の部分を加算した床面積の合計

- 4 設計住宅性能評価、建築物省エネ法判定、長期優良住宅認定技術的審査又は、BELS評価と併願とした場合（評価方法が同一の場合のものに限る。）は、別途見積りにより上表の額から減額することができる。

（手数料収納方法）

第3条 技術的審査手数料の収納方法は、現金又はREJの指定する口座への振込みとする。

- 2 前項の振込みによる金融機関への手料金は建築主の負担とし、申請する当日までに行う。

（手数料の支払期日）

第4条 手数料の支払期日は、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務約款（以下「約款」という。）で定める。

（手数料の返還）

第5条 依頼者の都合により、技術的審査の取り下げを行ったときは、一度収納した当該申請の手料金は返還しない。

- 2 依頼者が約款の契約に違反したことに付き、REJが相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは、一度収納した技術的審査手数料は返還しない。

- 3 REJが約款の契約に違反したことに付き、依頼者が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは一度収納した技術的審査手数料の手料金は返還する。

（雑則）

第6条 REJは、第2条で定める手数料について市場価格等を勘案し、REJ役員会の承認により変更することができる。

（個別契約特約）

第7条 第2条に定める技術的審査の手料金は、申請者又は申請代理者とREJは、特約として次の各号に定めをした個別契約を結ぶことができる。

- 一 本契約を適用するために必要な条件
- 二 前号の条件に反した場合の取扱い
- 三 技術的審査手数料
- 四 その他REJがこの契約を補足するについて必要と定めた事項

附則

制定時

（施行期日）

この手数料規程は、都市の低炭素化の促進に関する法律に伴う技術的審査の業務の開始する日（平成25年1月16日）から施行する。

第2回目改定時

（施行期日）

この手数料規程は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。

第 3 回目改定時

(施行期日)

この手数料規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第 4 回目改定時

(施行期日)

この手数料規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

第 5 回目改定時

(施行期日)

この手数料規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。